
■種別：団体

■名称：JPYC 株式会社

【第一号電子決済手段の普及・浸透に資する会計実務の整備について】

第一号電子決済手段をはじめとするステーブルコインは、企業間決済や送金、デジタルサービスにおける決済など、幅広い場面での活用が期待される新たな決済手段である。企業による保有や決済への利用を促進するためには、会計処理の考え方を整理するだけでなく、財務諸表上においても**電子決済手段を独立した項目として明示**できる環境を整備することが重要である。

本公開草案において、電子決済手段の取得・保有・移転・払戻し等に係る会計上の取扱いが整理されることは、企業の予見可能性を高めるうえで意義がある。一方で、電子決済手段の社会的な普及・浸透を促進する観点からは、個別の会計処理の明確化にとどまらず、財務諸表上の勘定科目や表示項目において「**電子決済手段**」を明示し、企業が預金等の既存項目に埋没させることなく、その保有状況や利用実態を適切に把握・表示できるようにすることが望ましい。

また、こうした表示の明確化は、企業の経理担当者や監査人、投資家等の理解を促すとともに、会計システムや電子開示システムにおける取扱いの標準化にも資するものと考えられる。既存の会計実務との整合性を確保しつつ、企業が既存の経理体制や会計システムを活用しながら電子決済手段を取り扱えるよう、勘定科目・表示項目・開示上の分類を含め、一貫性のある実務環境の整備を期待する。

さらに、電子決済手段の利用形態や取引実務は今後も発展していくことが想定されるため、市場における利用状況や会計実務の進展を踏まえ、現行の取扱いでは十分に対応できない課題が生じた場合には、市場関係者の意見も踏まえ、継続的に検討・整備していくことが望ましい。特に、外国で発行される電子決済手段との併用や国境を越えた取引も見据え、各国の制度や会計実務との整合性にも配慮した取扱いが検討されることを期待する。

電子決済手段を勘定科目・表示項目として明示し、会計・開示実務の標準化を進めることが、企業による導入・利用に伴う実務上の不確実性を低減し、第一号電子決済手段をはじめとするステーブルコインの社会への普及・浸透を支える基盤の一つとなることを期待する。